

公的年金からの特別徴収（天引き）制度の見直し

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成 28 年度 10 月以降に実施する特別徴収より、下記のとおり制度が改正されます。

① 仮徴収税額の算定方法の見直し（※公的年金からの特別徴収の平準化を行うものです）

公的年金からの特別徴収では 2 月の税額で仮徴収税額（4 月・6 月・8 月分）を決定していますが、控除額の増加等により年税額が変わると、仮徴収税額と本徴収税額に大きな差が出る場合があります。これまでの制度では一度差が出ると、改善されないままになっていました。そこで、年間の税額の偏りを改善するため、仮徴収税額（4 月・6 月・8 月分）を、前年度分の公的年金等の所得にかかる市県民税の 2 分の 1 に相当する額とします。

改正前（～平成 28 年 8 月分まで）	改正後（平成 28 年 10 月分～）
・ 仮徴収税額（4・6・8 月分） ＝（前年度 2 月の税額）×3	・ 新たな仮徴収税額（4・6・8 月分） ＝（前年度の年税額）×1/2
・ 本徴収税額（10・12・2 月分） ＝（年税額）－（仮徴収税額）	・ 本徴収税額（10・12・2 月分） ＝（年税額）－（新たな仮徴収税額）

（例）

年度	年税額	【改正前】		【改正後】	
		仮徴収税額 （4・6・8 月）	本徴収税額 （10・12・2 月）	新たな仮徴収 税額 （4・6・8 月）	本徴収税額 （10・12・2 月）
27	60,000 円	30,000 円 （10,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）
28	36,000 円 （控除等増加で税額 減少）	30,000 円 （10,000 円×3）	6,000 円 （2,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）	6,000 円 （2,000 円×3）
29	60,000 円	6,000 円 （2,000 円×3）	54,000 円 （18,000 円×3）	18,000 円 （6,000 円×3）	42,000 円 （14,000 円×3）
30	60,000 円	54,000 円 （18,000 円×3）	6,000 円 （2,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）	30,000 円 （10,000 円×3）

改正前は税額が偏ったままでした

改正後は税額が徐々に均一になります

② 他市町村へ転出、または税額変更があった場合の公的年金からの特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が賦課期日後に他市町村へ転出した場合や、公的年金等の所得にかかる税額に変更があった場合は、特別徴収を停止し普通徴収に切り替えていましたが、一定の要件の下、特別徴収を継続することとなりました。

お問い合わせ先：大仙市役所市民部税務課市民税班（TEL0187-63-1111 内線 111・108）